看護経済・政策研究学会　評議員選出規程

（趣旨）

第１条　本規程は、会則第 11 条第 5 号による評議員選出に関して規定する。

（選任方法）

第２条　評議員は、正会員の中から選挙により選任する。

2　前項の規程にかかわらず、理事長は必要に応じ、第 3 条の評議員定数とは別に若干名を評議員として指名することができる。

3　評議員は、前任者の任期満了に伴い選挙するものとし、選挙によって選任する評議員の数は、第 3 条の評議員定数とする。

（定数）

第３条　評議員の定数は次のとおりとする。

一　正会員 50 名以内の場合は 7 名とする。

二　正会員 50 名超の場合は、会員 20 名毎に 1 人とし、その端数が 10 人未満の時は切り捨て、その端数が 10 人以上の時は 1 人に切り上げる。

（任期）

第４条　評議員の任期は、選任後最初に開催される会員総会の日から、任期に対応する年に開催される会員総会の前日までとする。ただし、役員として選任されている評議員の任期は、任期に対応する年に開催される会員総会終結のときまでとする。

（被選任資格）

第５条　評議員に選任されるには、正会員歴 2 年以上の者で、選挙の公示日に満 70 歳未満の者で、かつ評議員任期となる前事業年度の 12 月末日までに会費を完納していなければならない。

（選挙人資格）

第６条　評議員選挙にて投票するには、正会員であり、かつ評議員任期となる前事業年度の 12 月末日までに会費を完納していなければならない。

（選挙公示）

第７条　理事長は、評議員就任の期間を明示して、評議員任期の前事業年度の 11 月末日までに評議員選挙を公示する。

（選挙管理委員会）

第８条　評議員の互選により選挙管理委員 2 名を選出し、理事長が委嘱し選挙管理委員会を組織する。

2　選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を選出し、理事長が委嘱する。

（選挙手続の公示）

第 9 条　選挙管理委員会は、次の事項を評議員任期となる全事業年度の 2 月末日までに会員に公示する。

一　投票締切日

二　選挙人登録者名簿及び被選任者登録名簿

三　投票方法

（開票）

第 10 条　開票は選挙管理委員全員が立ち会いの上行う。

2　開票に当たっては、立会人を置かなければならない。

3　前項に規程する立会人は、監事 1 名以上が務める。

（当選者の公告）

第 11 条　選挙管理委員会は、得票数上位の者により定数枠内の者を当選者とし、これに次点者を明示して加え、理事長に提出する。

2　理事長は、前項の当選者を会員に公告する。

附則　　本規程は 2013 年 10 月 19 日から施行し、2012 年 7 月 1 日から遡って適用する。

附則　　本規定の改正は 2023 年 10 月 28 日から施行する。